

められた含意が不明瞭であり、「イスラームの書物」とは何かも最後まで判然としない。クルアーンとイスラーム宗教諸学の書物は、当然「イスラームの書物」であるが、第Ⅱ部でしばしば取り上げらる『王書』などは、「イスラームの書物」と言えるのだろうか。第Ⅲ部第6章(小杉泰「デジタル時代の古典復興」)では、近代アラビア語文芸運動を主導したキリスト教徒知識人を取り上げるが、彼らが書いた書物は「イスラームの書物」なのだろうか。古典作品を写本から翻刻・校訂して印刷・刊行する過程について、東洋学者の功績にほとんど言及していないことも穏当ではない。

何より、「西欧に比べて活版印刷の導入は遅れたけれど、豊かな写本文化があった」という立論が、イスラームと書物の歴史を語るのに有効とは思えない。そこには、西欧中心主義を批判し、グローバルな観点から人類の書物の歴史を拡張しようという意図が込められており、その意図に異論はない。しかし、西欧と比較・対抗させることは、西欧中心主義の裏返しであるし、ジャーヒリーヤの野蛮からイスラームの文明へという教条的な歴史認識に無批判に乗っかることは、西欧中心主義に対してイスラーム中心主義を打ち立てることにしかない。

西欧中心主義を批判し、人類の書物の歴史を拡張するという目標を達成するためには、各地域・時代の文化は歴史的に形成・変容し、それぞれ固有の価値を持つという歴史主義と文化相対主義に基づくべきである。そして、史資料への沈潜と批判的分析に依拠した慎重で冷徹な考察からこそ、「イスラームの書物」が人類の書物の歴史に持つ固有の価値が浮かび上がるのではないだろうか。

イスラームの影響下で展開した書物の文化を網羅し、人類の書物の歴史の一部としてイスラームと書物の関係を考察することは、本書一冊で完遂できることではもちろんない。ここまで紹介・批評してきたように、本書は、詳細な事例分析から「イスラームの書物」に関する豊富な知見を提供する。それらの知見は、本書の批評を通して見えてくる上述の問題と合わせて、イスラームと書物の豊かで複雑な関係を解き明かすことに向けて、重要な貢献となることは疑いない。

<参考文献>

R. シャルチエ『読書の文化史：テキスト・書物・読解』福井憲彦訳、新曜社、1992年

(森山 央朗 同志社大学神学部准教授)

堀川徹・大江泰一郎・磯貝健一(編)『シャリーアとロシア帝国——近代中央ユーラシアの法と社会』
臨川書店 2014年 312頁

帝国が多法域空間だったことは近年広く認知されている。ロシア帝国はその最たるものだ。まずロシア帝国はオスマン帝国に似て、宗教共同体への帰属を枢要な行政単位の一つとしたが、ムスリムについては征服時期と地域によって制度に著しい違いがあった。われわれは多法域を中央と辺境・植民地との関係で考えがちだが、ロシア帝国の場合、その中核部すなわちウラル山脈より西側のヨーロッパ部にも多くのムスリムが住み、彼らは概ねロシア人と同様の身分集団に分類されながらシャリーアの適用が認められていた。しかも、その中核に住むロシア人自体でさえ均質ではなく、農民は慣習法に基づく裁判制度を利用していた¹⁾。極めて広大な版図に中核と辺境

1) 帝室ロシア地理学協会の以下の紀要では序文で、辺境の非ロシア人に比べ、中央諸県のロシア人の慣習法の研究

が渾然一体となったロシア帝国では、多種多様な人間集団の法慣習に沿って国家が権利と義務を配分し、それをある種の国家との契約とみる個々の臣民が自身の属す集団の法律に基づいて権利を行使する体制が現実的であり合理的だったのだ²⁾。

ロシア帝国のイスラーム行政は、ソ連解体 20 年であまり、各地の文書館資料に基づいてその全体像と地域の特徴が解明されつつあり、中東の社会史や他の植民地帝国下のムスリム社会に関する研究で従来蓄積されてきた議論とも接点が増している³⁾。本論集はまさにそうした世界的な研究動向に倣う 20 年近くに及ぶ共同研究の結晶であり、一次史料の精緻な読み込みにおける日本人研究者の高度な到達点を示すものになっている。本書が覆う地理的領域は広く、ロシア統治下の中央アジアを中心に、同時期のヨーロッパ部ロシア東部とアフガニスタンにも及ぶ。さらに、第 8 章でマレー半島の海峡植民地を含めることでイギリス帝国との比較の視点を持ち込み、第 9 章でソ連の裁判制度、第 10 章で現代ウズベキスタンを扱うことで帝政期から現代に至る連続性まで視野に収める野心的な構成になっている。本書が旧ロシア帝国領のイスラームの専門家やロシア史家だけでなく、他のイスラーム地域と植民地帝国の研究者に長く参照される本になることはまちがいない。

序章で堀川徹は、ムスリム諸語の正確な読解と共に、イスラーム法とロシア法双方の専門知識を援用することではじめて、シャリーアとロシア帝国との間で交わされた「対話」の実相に迫ることができると強調する。実際、この「対話」の解明に直接取り組んだ各章はいわゆる東洋学者が執筆しているが、高橋一彦『帝政ロシア司法制度史研究』（名古屋大学出版会、2001 年）などを読み込みながら、ロシア帝国の制度を真剣に分析に組み込んでいる。これ自体は既存の東洋史と西洋史の枠組みを横断する中央ユーラシア研究者の面目躍如たるものがある。しかし「対話」と言った場合、イスラーム的なものとロシア的なものの内容や両者の境界を自明視してしまわないだろうか。そうした研究者の分析枠組みに現地の人々の主体性を押し込んでしまうことにならないだろうか。各章の執筆者がどの程度こうした問題意識を考察に取り込んでいるかが、本論集の貢献と残された課題を明確にする上で重要な論点の一つになるだろう。本稿ではこの点を中心に論評してみたい。

第 1 章で大江泰一郎は土地の所有権について、土地自体の所有が統治者に属しながら土地利用者の用益権が別個に存在している点にロシア固有法とイスラーム法との親和性を見出す。そして中央アジアでは、ソ連時代を経て国家的所有権概念が完成を見て今日の権威主義体制にまで引き継がれるという展望を描く。この章は洗練された理論の整理と行論にもかかわらず、東洋的専制には複数の型があるということでオスマン帝国を救済しながら、「タタールのくびき」で西欧的な進歩から断絶されたロシアはあたかも救いようのない独裁に陥っていくしかないという運命論を下敷きにしているように見える[24-25, 34-35, 註 6, 51-52]。まず「ロシア固有」とされるものがモンゴル帝国期の遺産と説明されているのは違和感がある。「タタールのくびき」のモスクワ国家への影響は、近年では限定的だったというのが主流だろう⁴⁾。またエカチェリーナ・プラヴィーロヴァは、ロシ

が後れていることを指摘し、在野の研究者の活動を促す政府の働きかけに期待が表明されている。この紀要には、サーミ人、カレリア人、カザフ人、ヤクート人の慣習に加えて、カザン県、サマラ県、クルスク県のロシア人農民における家族法と刑法にあたる慣習の情報も収録されている。Zapiski Imperatorskogo Russkogo Geograficheskogo Obshchestva po otdeleniiu etnografii, T. 8: sbornik narodnykh iuridicheskikh obychev, T. 1 (St. Petersburg, 1878).

2) Jane Burbank, "An Imperial Rights Regime: Law and Citizenship in the Russian Empire," *Kritika: Explorations in Russian and Eurasian History* 7, no. 3 (2006): 397-431.

3) 研究状況を整理した試論は、拙稿「近代帝国の統治とイスラームの相互連関——ロシア帝国の場合」秋田茂、桃木至朗編『グローバルヒストリーと帝国』大阪大学出版会、2013 年、158-184 頁。

4) 濱本真実『「聖なるロシア」のイスラーム——17-18 世紀タタール人の正教改宗』東京大学出版会、2009 年、5-8 頁；栗生沢猛夫『タタールのくびき——ロシア史におけるモンゴル支配の研究』東京大学出版会、2007 年、358-370 頁。

ア人の東洋学者と行政官がフランスによるアルジェリアでの土地収用の論理と1858年のオスマン土地法(これ自体フランス民法を範とする)の仏語訳を参照したことが、南コーカサスとトルキスタンにおける所有権のあり方に多大な影響を与えたと論じている⁵⁾。ロシアのトルキスタン統治をロシア固有の歴史ではなく、同時代のヨーロッパにおけるイスラーム法の理解や植民地帝国の統治手法に位置付ける思考が不可欠だ。

第2章で塩谷哲史は、ヒヴァ・ハン国西部のラウザーン運河兩岸の国有地をロシア人二名の企業家の私有地として売却する旨を記した1913年12月30日付勅令の史的文脈を復元する。塩谷はこの取引がまず、ロシア帝国臣民の土地所有権を保護するロシア当局の介入を通じてトルクメンとの係争の解決を目論んだハン国政府内部のグループによって主導されたとし、それが灌漑事業の機会を求めるロシア人の利益と合致したとみる。この契約は、カーディーではなくロシア人行政官の認証を受けたようだが、こうした取引のシャリーア上の意味に加え、ムスリムと交わるロシア人が現地の法慣習とどのように付き合っていたのかという広い文脈の考察も今後必要となるだろう⁶⁾。

第3章で野田仁が扱う新疆北部イリ地方の多民族空間も、誰にとってどの法が正当なのかという問題を考察するための極めて貴重な事例だ。ロシアは新疆の混乱がトルキスタンに飛び火しないように1871年から十年間イリ地方を占領しセミレチエ州の管轄下に置いた。野田はカザフが含まれる訴訟に関わる判事(パイ)とその集会(スエズド)を中心に据えながら、カザフとトルグート、タランチとトルグートなどの異民族間の係争が各民族の判事の入った混淆裁判やロシアの地区長官などによって審理・調停されていた様も描いている。もちろん、ロシア当局の手許に残った訴訟の記録を読む限りは、短期間に司法制度が定着し機能していたかのように映る。しかし、パイが存在したからといって必ずしも慣習法が適用されていたとは限らないのではないか。筆者は司法文書に「シャリーア」がほとんど姿を見せないと述べるが[99]、具体的な慣習法への言及もないように見える。続けて筆者はいみじくも「仲裁的な裁定が意味をもっていた」と考察しているが、イリ地方が占領下である種の戒厳状態にあったことの意味を考慮しなくてもよいだろうか。軍人が予審判事を務めた事例[95]は例外にすぎないのだろうか。もっとも、素朴な疑問として、イリ地方官房は法廷通訳などの人材をどのように確保していたのだろうか。

第4章で磯貝真澄は、ヨーロッパ部ロシア東部のヴォルガ・ウラル地域で国家機関とムスリム社会を媒介していたウファのムスリム宗務協議会の文書と帝国共通の民法の条文を照らし合わせながら、この地域のムスリムがどのように遺産分割を行っていたのかを明らかにしている。磯貝自身も整理するように、当該地域に関する「イスラーム研究」では、ロシア帝国行政と接合性の高い領域でロシア語の文書を駆使した研究が深化している一方、アラビア文字表記テュルク語の手書きの文書が占める領域、とりわけイスラーム家族法の実態はほとんど解明されていない。その意味で本章は極めて革新的な一歩を踏み出している。しかし、シャリーアに基づいた遺産分割の条件として民法の定める「すべての相続人と後見人の同意」がどこまで現実味があったのかは今後検討を要する。大改革の司法改革で導入された地方裁判所(okruchnyi sud)は当時最も「法の下での平等」を実践していた国家機関であり、共同体の裁定やシャリーアの判断に不服なムスリム、とりわけ自身の財

5) Ekaterina Pravilova, "The Property of Empire: Islamic Law and Russian Agrarian Policy in Transcaucasia and Turkestan," *Kritika: Explorations in Russian and Eurasian History* 12, no. 2 (2011): 353–386.

6) 1828年のトルコマンチャイ条約によってカージャール朝イラン内部でロシア臣民に治外法権が認められたが、非ムスリムのロシア臣民もシャリーアはじめ現地の法慣習の中で行動していた。Robert D. Crews, "Muslim Networks, Imperial Power, and the Local Politics of Qajar Iran," in Tomohiko Uyama, ed., *Asiatic Russia: Imperial Power in Regional and International Contexts* (London: Routledge, 2012), esp. 177–178. この論点は次の野田仁の章を考えるにも示唆的だ。

産に対する権利を主張したい女性はすすんで地方裁判所に訴えていたからだ⁷⁾。もし、ムスリムは当然シャリーアに則って生きていたのだということを前提にテュルク語文書の解読に没頭し「イスラーム的社会」を探索していくならば、それはそれで極めて歪んだヴォルガ・ウラル地域のムスリム社会像を結ぶことになるだろう。

磯貝健一の第5章と矢島洋一の第6章は相互補完的で、両者を合わせて読むことで、帝政期トルキスタンのカーディーがイスラーム的な訴訟手続きとロシアの司法行政を両立させる様を想像できる。シャリーア法廷の審理過程とそこで作成される関連文書を分析する磯貝は、裁判の当事者がムフティーからファトワー（ペルシア語で作成された）を得るために、審理過程の記録としてカーディーから発行してもらった紙片状文書タズキラ（テュルク語で作成された）に着目する。そしてもう一方の当事者にもタズキラの写しが交付されていた事実を確認しながら、「審理記録原簿」がカーディーの手許に存在したと推測する。他方で矢島は、ロシア統治下で民衆裁判所と位置付けられたシャリーア法廷の判決が、複数の民衆判事から成る合議機関（スエズド）に上訴されたり、管区裁判所のロシア人検事により異議を申し立てられ、破棄されたりする事例を分析する。その際、後者について、ロシアからの一方的な法制度への介入ではなく、ロシア司法界も変化の途上だったことに注意を喚起する点は括目に値する[184]。磯貝と矢島の章は、ペルシア語とテュルク語の文書の深部にロシア統治の作用を読み取っており秀逸だ。しかし、二つの章で描かれるカーディー像を統合してみると多くの疑問も浮かぶ。中央アジアで台帳作成の習慣がロシア統治期以前に存在しなかったならば、ロシア当局は証書台帳、「審理記録原簿」、判決台帳の作成のできる人物をどのように探したのか、またどのように訓練したのか。実務がそのまま訓練になったのか。そうした専門的技能が要求されるのに、カーディーが選挙で選ばれたということは何を意味したのか。矢島はムスリム自身が上訴制を通じてカーディーの権威を掘り崩したと論じるが、一つの訴訟で複数のファトワーが飛び交うイスラーム的な領域はどのような変化を被りながら1920年代まで残ったのだろうか。

第7章で近藤信彰は、帝政下のトルキスタンに隣接するアミール・アブドゥッ＝ラフマーン・ハーン期アフガニスタン（1880-1901）で出版され全土に配布された『カーディー達の礎』を読み解く。近藤はこの書物が体系的法学書、その註釈書、古典的なファトワー集を重視する原典主義[194]を採用しながら、被告による反論・反駁の機会を拡大し、罫線の引かれた法廷記録簿を想定し、そしてなによりこの冊子が法典として扱われていた点に近代的な要素を見出す。本章は英領インド、トルキスタン、オスマン帝国の事例を参照するなど、アフガニスタンにおけるイスラーム法の近代化を同時代の広域的なパターンに位置付けることに成功している。そうであればこそ、筆者の念頭にあるアフガニスタンの特殊な困難について、もう少し立ち入った考察が欲しかった。

第8章で桑原尚子は、統治者側の論理からイギリスのマレー半島の海峡植民地とロシアのトルキスタンにおける多元的法体制の比較を試みる。そして前者ではイギリス法の原則又は法理の枠組みにイスラーム法の執行が位置付けられていたのに対して、後者では「植民地政策の当然の帰結」[227]としてイスラーム法が容認されていたと結論付ける。もともと全く異なる事例の比較から何が具体的に異なるのかを論証することの意義は否定しないが、相似点を見出さず差異のみを結論と

7) ヴォルガ中流域とクリミア半島の事例は、Stefan B. Kirmse, "Law and Empire in Late Tsarist Russia: Muslim Tatars Go to Court," *Slavic Review* 72, no. 4 (2013): 778-801. また評者自身も、カザフ草原北部のペトロパヴロフスク市のムスリム女性が民法 1136, 1137 条などを盾に、『スィラージュの遺産分割学書 (Farā'id al-sirājīya)』に拠る宗務協議会の見解に不服を表明し、オムスク地方裁判所に上訴を目論む文書を読んだことがある。Tsentral'nyi istoricheskii arkhiv Respubliki Bashkortostan, f. I-295 (Orenburgskoe magometanskoe dukhovnoe sobranie), op. 6, d. 124, ll. 1, 3, 8.

しその差異の意味を考察しないのであれば、比較研究としては不十分だろう。そもそも本章では、イギリスについて法曹界の論争を扱い、ロシアについて実務に着目するなど比較の単位がずれており、このずれがそのまま結論を規定している。統治者の論理を真剣に考慮すべきという主張は頷けるが、その際には植民地のみを切り取るのではなく、本稿冒頭で述べたようなロシア帝国の法的構造を踏まえなければ、イギリスが近代的でロシアが前近代的という安易な議論に陥りかねない。

第9章で伊藤知義は、ソ連の民事裁判官が、社会主義に基づく正義を実現するために積極的に行動することが要求され(裁判所積極主義)、客観的に正しく紛争を解決するために自ら証拠収集していたこと(客観的現実主義)を紹介する。伊藤はソ連の民事訴訟理論とイスラーム法との親和性を示唆しつつ、その論証にはイスラーム哲学における認識論とソ連時代のマルクス・レーニン主義認識論との比較が不可欠だと主張する[254]。もちろんそうした問題設定は可能だ。しかしそれがムスリムは必ずシャリーアに基づいて生きているはずだということを前提にしているならば、あまり意味のある問いではない。ロシア帝国/ソ連のムスリムも生身の人間なのであり、自身の利益や安全のために主体的に法を選択していた(あるいはそうせざるをえなかった)のである。

第10章で宮下修一は、ソ連的な法規範・慣習がまだ濃厚なウズベキスタンにグローバルな市場経済を運用するための担保法を導入する試みという、異なる法体系の摺合せの今日的展開を描いている。2006年の抵当法制定に至る過程で、市場メカニズムを作り出したいIFC(国際金融公社)と低所得者向けの住宅建設を進めたいウズベキスタン政府が対立し、法の制定後ウズベキスタン政府が日本の専門家との対話を深めたようにみえるタイミングは興味深い。歴史研究者としては、ウズベキスタンがIFCと日本との間を立ち回したたかさそれ自体が検討に値する。しかし法律の専門家は、帝政期の行政官に似て自らの代弁する法規範の先進性を疑わず、それに適合していくことが「ウズベキスタンが国家として新たな発展をしていくためのきわめて重要で、大きな一歩となる」[275]と主張する。トルキスタン行政の査察に乗り込んだ際にシャリーアの法典化も目指し、1909年5月から6月の3週間にわたって、自身のロシア語原案を片手にタシュケントでウラマー70名と会議を持ち満足げなコンスタンチン・パーレン伯爵の姿が評者の頭に浮かんだ⁸⁾。

最後に、本論集に欠ける視角をあえて一点指摘するならば、それは法秩序が形成される際の暴力の役割だろう。「ロシア革命の時に中央アジア社会がさしたる混乱もなく社会主義を受け容れたのはなぜか」[6]という問いを立て、イスラーム的なものとロシア的なものとの親和性を探ろうとする試みはあまり生産的な作業とは思えない。ロシア帝国の征服、ポリシェヴィキの革命、そしてソ連の崩壊とは、従来の秩序や正義が消失あるいは逆転する大混乱にほかならず、それを新しい統治者の考える「平常」に収束させていくための暴力の行使、そして人々自身が暴力も辞さず秩序回復をめざす自発的な組織化の作用を考えることなしに、法秩序の形成を論じることはほとんど不可能なように思われる⁹⁾。イスラーム的あるいはロシア的なものに対する予断を避けながら、暴力と法秩序との相関を考えることは、現在のイスラーム国やウクライナの問題を理解するにも役立つはずだ。

(長縄 宣博 北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター准教授)

8) *Mission to Turkestan: Being the Memoirs of Count K. K. Pahlen 1908-1909* (London: Oxford University Press, 1964), 81-83.

9) 19世紀半ばのロシア帝国による征服以降の北コーカサスにおいて暴力が法秩序形成に与えた作用に着目する論考は、Vladimir Bobrovnikov, "Bandits and the State: Designing a "Traditional" Culture of Violence in the Russian Caucasus," in Jane Burbank, Mark von Hagen, and Anatolyi Remnev, eds., *Russian Empire: Space, People, Power, 1700-1930* (Bloomington: Indiana University Press, 2007), 239-267. 犯罪、暴力、秩序回復の試練という視座からロシア革命を描く名著は、長谷川毅『ロシア革命下ペトログラードの市民生活』中公新書、1989年。